

こんなときどうする？

Q

突然家に電話があり、「以前注文を受けた健康食品を送る」と言われた。注文した覚えがないので断ったのに、翌日代金引換配達で送られてきた。

健康食品の電話勧誘

A

実際には注文していない健康食品を注文したように装い、強引に送りつける悪質な販売手口が増加しています。

断ったにもかかわらず送られて来た場合は、受け取りを拒否して下さい。その際、送り主の住所・氏名・連絡先等を控え、契約していない旨を書いた通知を出しておく心安心です。

断りきれずに購入を承諾してしまい商品を受け取った場合でも、契約書面を受け取った日から8日間はクーリングオフが出来ます。お困りの場合は、ご相談ください。

□ 問合せ先 □

東信消費生活センター

0 2 6 8 (2 7) 8 5 1 7

町総務課

消費生活相談窓口

(3 2) 3 1 1 1 内線 1 0